

宮労発基0118第1号
令和5年1月18日

別記関係機関・団体の長 殿

宮城労働局長
(公印省略)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築物等の解体又は改修の作業における石綿へのばく露による健康障害の防止に関しては、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等が令和2年10月1日から順次施行されています。

今般、新たに、工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の要件等についての改正が行われ、改正省令が令和8年1月1日から施行することとなりました。

改正の内容等については、下記のとおりとなりますので、ご承知おきいただくとともに、傘下会員等に対し、周知・啓発にご協力くださるようお願いいたします。

なお、当局ホームページに関連情報を掲載していますので、ご活用下さい。

【宮城労働局ホームページ】

トップページ新着情報欄

→ 2023年1月18日 石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

【URL】

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/001354489.pdf>

記

1 改正の要点

工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の要件等（第3条第4項及び第7項関係）

- (1) 事業者は、工作物に係る事前調査について、石綿等が使用されているおそれが高い工作物の解体等の作業及び塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業については、石綿則第3条第3項各号に規定する場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせることを義務付けたこと。



(2) 事業者は、工作物の解体等の作業に係る事前調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名を記録し、当該記録及び(1)の事前調査を行った場合においては、当該調査を行った者が(1)の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しを3年間保存することを義務付けたこと。

2 細部事項

(1) 工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の資格要件を設ける対象(第3条第4項関係)

① 本項の工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を行う者の資格要件を設ける対象は以下のとおりであること。

ア 特定工作物(石綿障害予防規則第四条の二第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年厚生労働省告示第278号)に掲げる工作物(石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、石綿則第4条の2に規定する事前調査結果の報告対象となる工作物))の解体等の作業

イ 特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業

② 本項の「塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業」には、塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材(シーリング材、パテ、接着剤等)の除去等が含まれるものであること。

(2) 工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件(第3条第4項及び第7項第11号関係)

本項の工作物の解体等の作業を行う際の事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものの具体的な要件は、別途告示において定めること。

担当 労働基準部健康安全課 労働衛生専門官 塩沼 電話番号 022-299-8839
